

平成 25 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 盛 工 業
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 忠 夫
(コード番号 1844 東証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 工 藤 実
(TEL. 03-3627-3221)

第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 11 日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及び第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします（以下、本資金調達と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 本新株式の募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 25 年 3 月 27 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 2,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 26 円
(4) 資 金 調 達 の 額	52,000,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株当たり 13 円
(6) 資本組入額の総額	26,000,000 円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

(2) 本新株予約権の募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 3 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	220 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,982,000 円（新株予約権 1 個につき 18,100 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	22,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100,000 株）

(5) 資金調達の額	<p>575,982,000円（差引手取概算額：570,482,000円） (内訳) 本新株予約権発行による調達額： 3,982,000円 本新株予約権行使による調達額： 572,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。</p>
(6) 行使価額	26円（固定）
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) その他の	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社との間での締結が予定されている本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15%に対応する個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東証二部における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20%に対応する個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権行使します。</p> <p>なお、本行使指示は、直近7連続取引日の行使指示により発行されることとなる株式の数の累計が、割当予定先が株式貸借契約に基づき保有している株式の数（最大2,200,000株（本新株予約権22個））を超えないように行われます。</p> <p>③ 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>④ 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑤譲渡制限</p>

	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑥ 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

当社が所属する建設業界全般の経営環境といたしましては、新政権による景気浮揚策としての公共投資の拡大、東日本大震災の復旧・復興の補正予算による建設投資の増加及び民間設備投資の回復に期待はあるものの、依然として厳しい状況が続いております。

当社におきましては、これまで公共工事である上・下水道工事を事業の主体として業務を進めてまいりましたが、減少を続ける公共投資の影響を受け、ここ数年、上・下水道事業における売上高、利益ともに厳しい状況が続いております。

当社は、このような状況を開拓するため、更なる不動産関連事業の強化及び新規事業の立上げを行い、当該事業を上・下水道事業と並ぶ事業の柱として確立し、業績の早期回復を図っていく所存であります。

当社の各事業に関する具体的展望は、次のとおりであります。

① 上・下水道事業

上・下水道事業につきましては、これまで当社の主力事業であったため、豊富な施工実績を有しており、また、施工技術・ノウハウに関しましても、当社独自技術であるOLY工法（路面覆工工法）、ピカルス工法（上水道工事におけるパイプ・イン・パイプ工法）等の有力な工法を保有しております。

当社といたしましては、これらの技術を活用し、他社との差別化を図り、また、新規に開設いたしました東北支店の営業力を強化し、受注競争を勝ち抜くことは、充分可能であると考えております。

しかも当社はこれまで、当社が受注した工事に関しては必ず利益を確保してまいりましたし、また、当社の技術力をもってすれば、今後も一定の受注量を確保すれば、工事完成時には必ず利益を確保できることから、上・下水道工事の事業環境は厳しいものの、当社の主力事業として今後も受注の拡大を目指していく予定であります。

② 不動産関連事業

当社はこれまで、株式会社ウイークリーセンターと業務提携を行い、不動産関連事業を強化してまいりました。

その不動産関連事業の具体的展開といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件を土地の取得から建物の建築まで当社が一貫して行い、建物の完成後は入居者の募集を行ったうえ利回り物件として販売するというスキームを主体に事業展開を行っております。

現在の不動産業界の動向といたしましては、一時期よりも活況が戻りつつある状況であり、当社においても、販売用の賃貸マンションは、建物の完成直後に購入希望者が現われ、即、販売完了となる物件が出ているのが現況であります。

従いまして、当社といたしましては、不動産関連事業を更に強化し、上・下水道事業に並ぶ事業の柱に育てていく計画であります。

③ 新規事業の立上げ

当社では、将来の事業展開を考えた場合、従来から行っている建設業に直接関連する事業以外の分野においても事業の種をまき、それを育て、バランスの良い経営資源の配分を行うことにより事業に対するリスクヘッジを行う必要があると考えており、これまでデイ・サービス事業、警備サービス事業、トランクルームの賃貸事業等、各種事業の立ち上げを計画してまいりました。

そして、現在、具体的に進めている事業としては、太陽光発電事業があります。

事業展開といたしましては、まず、当社の本社社屋の屋上に太陽光発電設備を設置し、売電事業を開

始いたします。

出力は 49.75kW（一般家庭 17 軒分の発電量に相当）で、本計画に関しては、経済産業省の認定を取得済みであります。

また、次なる計画としては、当社が残土置き場として賃借している千葉県白井市の調整区域の土地 3,000 m²に、太陽光発電設備を設置し売電事業を開始する予定であります。当該土地地権者とは 20 年の長期賃借契約を締結する予定であり、調整区域の土地活用のビジネスモデルとして今後他の地区においても、同様の事業展開が期待できます。

なお、本件における出力は 188kW（一般家庭 64 軒分の発電量）を予定しております。

そして、太陽光発電事業の最大の計画としては、当社茨城工場への太陽光発電設備の設置を予定しております。具体的には当社の OLY 事業の部材置き場として利用している 23,000 m²の土地を有効活用するため、第 1 期から第 3 期に分けて太陽光発電設備の設置を計画しております。

本プロジェクトに関しては、茨城工場の保有する鉄骨加工技術を生かし、架台等の部材は現地で自社制作し、徹底的にコストの低減を図るとともに、自社で太陽光発電装置の建設を展開するためのノウハウも習得し、更なる事業展開を図りたいと考えております。

なお、本件における出力は 3 期トータルで 2,266kW（一般家庭 774 軒分の発電量）を予定しております。

今後の方針といたしましては、上記売電事業により蓄積したノウハウと当社不動産関連事業を組合せることで、一般的な個人、法人に対して、建築物建屋の屋上の活用、活用しきれていない土地の活用及び調整区域等活用方法の限られた土地活用のコンサルティングを展開し、太陽光発電設備の建設を請け負っていく予定であります。

このように、当社といたしましては従来の建設業の枠に固執せず、当社として可能性のある新規事業には積極的に進出していく所存であります。

以上ご説明いたしましたように、当社といたしましては、従来からの本業であります上・下水道事業及びそれに付随する関連事業は継続して発展させていく方針であります。それ以外でも、不動産関連事業の更なる強化と新規事業の立ち上げを行い、上・下水道事業と並ぶ事業の柱として確立することによりバランスのとれた経営を目指してまいります。

また、そのためには、各事業の展開に伴う資金ニーズが発生するため、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定したものです。

当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行により調達される資金を最大限に有効活用し、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

しかしながら、当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。

そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するに当たり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視し、以下のエクイティ・ファイナンスによる資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当より割高であるこ

と、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状や、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、既存株主の皆様の利益に充分に配慮しながら、当社が目指す早期の業績回復を図るため事業の多角化及び強化のための資金調達を可能とする、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

② 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は当面の資金需要に対応しつつ、当社が主体となり一定の条件のもと行使指示できることが大きな特徴であり、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

また具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、1) 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、2) 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、3) 大株主として長期保有しないこと、4) 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、5) 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等ありますが、今般の資金調達ではこれらを満たしております。

本資金調達方法を他の資金調達方法と比較して優れていると判断した理由は、以下のとおりであります。

1. 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。

また、割当予定先であるマイルストーン社は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。他方で、マイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数(2,000,000株)は平成25年1月31日現在の当社発行済株式総数96,527,498株の2.07%であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数(22,000,000株)は同発行済株式総数に対して22.79%であります。

割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法若しくは、より有利な割当予定先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【本新株予約権に係る本スキームの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達

手段の可能性も拡がってまいります。

従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【本新株予約権に係る本スキームの特徴について】

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

発行当初から行使価額は 26 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはございません。

また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 22,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されています。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130% を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。

行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130% を超過した場合に、条件成就の日の東証二部における当社普通株式の出来高の 15% を、本新株予約権 1 個の目的である株式の数 100,000 株で除し、1 未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150% を超過した場合には、条件成就の日の東証二部における当社普通株式の出来高の 20% を、本新株予約権 1 個の目的である株式の数 100,000 株で除し、1 未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が 1 に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

なお、本行使指示は、直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先が株式貸借契約（後記「6. 割当予定先の選定理由等（5）株式貸借に関する契約」をご参照下さい。）に基づき保有している当社普通株式の数（最大 2,200,000 株（本新株予約権 22 個））を超えないように行われます。

③ 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、当社発行済株式総数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部

分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

④ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

⑤ 本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降はいつでも、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。

当社といたしましては「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降において譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当先が確保できた場合にはマイルストーン社に本新株予約権の譲渡指示することが可能となります。

また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。

なお、譲渡先に上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が承継されることとなっております。

⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

また、当社取締役会の承諾を得て、割当先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記②記載の行使指示条項を含む本契約上の割当先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

調達する資金の総額	627,982,000 円
内訳(本新株式の発行による調達額) (本新株予約権の発行による調達額) (本新株予約権の行使による調達額)	(52,000,000 円) (3,982,000 円) (572,000,000 円)
発行諸費用の概算額	7,500,000 円
内訳(弁護士費用) 弁護士法人港国際グループ 神奈川県横浜市 代表弁護士 玄 君先 (新株式の発行に係る書類作成費用及び新株予約権の設計評価費用) 株式会社 プルータス・コンサルティング 東京都港区 代表取締役 野口 真人 (登記関連費用及び株式事務手数料等)	1,500,000 円 3,000,000 円 3,000,000 円
差引手取概算額	620,482,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかつた場

合、上記登記関連費用及び株式事務手数料等は減少します。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 太陽光発電事業に関する設備投資費用	50 百万円	平成 25 年 5 月～10 月

【本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 上・下水道事業に関する契約保証金及び工事費用立替金	180 百万円	平成 25 年 10 月
② 不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用	148 百万円	平成 25 年 12 月
③ 太陽光発電事業に関する設備投資費用	242 百万円	平成 25 年 5 月～10 月
計	570 百万円	

調達資金約 620 百万円は、主として以下の事業資金として充当する予定であります。

① 上・下水道事業に関する契約保証金及び工事費用立替金

公共工事である上・下水道工事の受注は、競争入札を通じて落札した企業が受注する仕組みとなっておりますが、近年落札価格の低価格化が進んでおります。

一方発注先の官公庁が予定していた価格を、一定水準以下回って落札された案件については、官公庁により低価格での落札と判定され、落札した企業が工事施工を完工する証として受注に際し、落札価格の 10%を契約保証金として預託することを要求されます。

当社といたしましては、低価格での受注は利益が圧迫されるものの、当社独自の技術力、ノウハウ、施工実績を駆使して工事を施工し、利益を確保する能力を保持しているため、官公庁からの発注案件については、内容を充分に検討した上で低価格での入札も必要に応じて行っております。

しかし、前述いたしましたように、低価格案件の場合や、保証会社から履行保証が受けられない場合は首尾良く落札できた場合でも、受注時点で受注金額の 10%を預託する必要があり、そのための資金負担が発生いたします。

また、公共工事における官公庁の支払は、工事着手時に発注金額の 40%相当額が支払われるものの、残りの 60%相当額は、工事の進捗が 60%を超えた時点で 20%相当額が支払われ、残りの 40%相当額は工事完了時に支払われるため、その間に発生する各種費用は、当社の立替え費用となります。

このように公共工事におきましては、受注すればするだけ、預託金と立替え費用が発生することになります。

しかしながら上・下水道事業は、これまでの当社の主力事業であり、受注して工事を完成させれば、必ず利益を確保できる事業でもあるため、継続して発展させていくべき事業と考えており、本事業を推進するための資金として、180 百万円を充当する予定であります。

② 不動産関連事業に関する土地取得及び建築費用

現在の不動産市況は、大型案件は別といたしましても、比較的低価格な利回り物件の売買につきましてはかなり活発になってきております。

当社が目指す不動産関連事業といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件の建築及び販売を主力に計画しており、これは、活況が戻りつつある現在の不動産市場に合致した戦略であると考えております。

従って現在好調であり、今後も好調が維持されると思われる小型の利回り物件を主体に事業を進めしていく予定であります。

具体的には東京都内若しくは近県において、当社の販売価格で1億円から2億円程度となる案件を中心に、土地の取得から建物の建築、入居者の募集、投資家への売却まで一貫して行い、利益を確保する計画であります。このように、当社といたしましては、不動産関連事業は今後の当社の事業の柱として期待できるものと考えており、そのための土地取得費用、建築費用等本事業を推進するための資金として148百万円を充当する予定であります。

③太陽光発電事業に関する設備投資費用

太陽光発電事業の展開のファーストステップとして売電事業を計画しており、①当社本社社屋の屋上への太陽光発電設備の設置に15百万円を充当し、②千葉県白井市の賃借物件への太陽光発電設備の設置に55百万円を充当し、③当社茨城工場への太陽光発電設備に関しては、総設置費用が680百万円とかなり大規模な計画になりますので、当該事業を第1期から第3期に分けて事業展開する予定であり、第1期での太陽光発電設備の設置費用222百万円を充当する予定であります。以上の計画合計で292百万円を充当する予定であります。

当社は、上記のように各事業へ資金を充当することにより、事業の多角化を図り、これまでの上・下水道事業と同様に、事業の柱となり得る事業を確立し、経営基盤を安定させ、近時の経済情勢のめまぐるしい変動にも堪え得る企業として発展していくべく、事業の再構築に邁進してまいります。

差引手取概算額は上記の通り支出する予定であり、資金充当の優先順位といたしましては、第一に太陽光発電事業、第二に上・下水道事業、第三に不動産関連事業の順で予定しております。支出時期までの資金管理については銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

なお、新株予約権の行使による払い込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がございます。

また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび調達する資金を、前述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した事業資金に充当し、収益力の回復を確実に実行して今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

従いまして、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

【本新株式】

本新株式の発行価額は、割当予定先であるマイルストーン社との協議の結果、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年3月8日）の東証二部における当社株式の普通取引の終値28円を参考として1株26円（乖離率△7.14%）と決定いたしました。

発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、当該発行価額は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均27.11円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は△4.09%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均26.48

円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は△1.81%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均22.42円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は15.97%となっております。

かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、当社監査役全員から、本新株式の発行価額が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

【本新株予約権】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによる評価書を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を18,100円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年3月8日）の東証二部における当社株式の普通取引の終値28円を参考として1株26円（乖離率△7.14%）と決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、当該行使価額は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均27.11円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は△4.09%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均26.48円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は△1.81%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均22.42円（小数点以下第3位を四捨五入して算出）に対する乖離率は15.97%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、直近の株価が、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。

また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行によって増加する株式数は2,000,000株（議決権数20,000個）であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は22,000,000株（議決権数220,000個）であることから、平成25年1月31日現在の当社発行済株式総数96,527,498株に対し24.86%（平成25年1月31日現在の当社議決権個数964,740個に対しては24.88%）の割合の希薄化が生じます。

これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、現在のように厳しい経営環境の中で収益を確保するためには、当該事業資金の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年7月期△1.33円、平成23年7月期△3.72円、平成22年7月期△1.58円と、いずれもマイナスに留まっております。

当社といたしましては、調達した資金を新規事業を含む各事業に厳選して投下し、事業の多角化及び各事業の拡大を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

前述の【本新株予約権に係る本スキームの特徴について】に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定であります。

従いまして、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行が、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
② 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目17番22号		
③ 代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
④ 事 業 内 容	投資事業		
⑤ 資 本 金	10百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成24年2月1日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	200株		
⑧ 決 算 期	1月31日		
⑨ 従 業 員 数	3人		
⑩ 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
⑬ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成22年1月期 (注2)	平成23年1月期 (注2)	平成24年1月期 (注2)
純 資 産	△51	2	13
総 資 産	271	817	245
1株当たり純資産(円)	△258,390	10,568	65,616
売 上 高	768	2,532	724
営 業 利 益	△32	386	14
經 常 利 益	△32	386	14
当 期 純 利 益	△61	53	11

1 株当たり当期純利益(円)	△308,390	268,959	55,048
1 株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※上記は、平成 25 年 3 月 11 日現在のものです。

※割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社セキュリティ&リサーチ：東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しております、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

(2) 割当予定先を選定した理由

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、新事業推進のための資金調達を行うに当たり、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎され得る投資家として、マイルストーン社を選定いたしました。

マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。（同社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）

開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約 4 年間で、当社を除く上場企業 19 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社は、当社が平成 23 年 5 月に発行いたしました当社第 2 回新株予約権の割当先ですが、その際の経緯といたしましては、平成 21 年 12 月下旬に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社プルータス・コンサルティング代表取締役であり、また、株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザリーの代表取締役でもある野口真人氏、及びマイルストーン社の代表取締役の浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの実例について説明をいただき、その後平成 23 年 1 月下旬に、当社より株式会社プルータス・コンサルティング及び株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザリーへ連絡を取り、再度、新株予約権の発行による資金調達手法に関する説明及び株式市況についての情報提供を求め、それらの情報を元に当社内部において検討を進めた結果、新株予約権の発行により、資金調達を行うことを決定し、平成 23 年 5 月 2 日にマイルストーン社を割当先として当社第 2 回新株予約権を発行いたしました。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った主な新株予約権は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。

発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

そして、マイルストーン社は、平成 23 年 5 月 2 日に当社が行った第三者割当による新株予約権の割当先ですが、当該新株予約権の発行に伴う払込みも期日通り行われ、さらに新株予約権の行使は全て完了しており、本新株予約権についても、前回と同様に同社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

また、マイルストーン社は当社の当面の資金ニーズを理解した上で、本新株予約権のみならず本新株式の引受けについても応諾しており、当面の資金需要に対応した適時性のある資金調達を企図する当社

にとって、もっとも適した割当予定先であると判断いたしました。

従って、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した手段であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

本新株式に加えてさらに本新株予約権が全部行使された際には、同社が当社の筆頭株主となります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。

本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

なお、当社は、マイルストーン社より本新株式の割当日（平成 25 年 3 月 27 日）より 2 年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

さらに最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社（新設分割前）の第 3 期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が 724 百万円、営業利益が 14 百万円、経常利益が 14 百万円、当期純利益が 11 百万円であることを確認しました。

また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成 25 年 2 月 19 日現在の預金残高が 491 百万円であることを確認し、マイルストーン社の預金口座残高により財務の健全性を確認しました。

さらに、本新株予約権に行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、9,652,749 株（本新株予約権の発行決議日における当社発行済株式総数（96,527,498 株）の 10% に相当する株式数）を超えることとなる場合、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されていることから、当該 10% の新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使に当たっては、基本的に本新株予約権の行使を行い、株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収する、という行為を繰り返して行うことを予定しているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために当社の大株主との間で当社株式 2,200,000 株の貸借契約を締結する旨の説明を受けております。

従って、今般当社がマイルストーン社について確認した払込資金の金額は、本新株予約権の行使及び当社株式の市場売却を繰り返すというマイルストーン社による上述の説明も勘案し充分対応可能であると判断いたしました。

なお、マイルストーン社は当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社におい

ても本新株予約権と概ね同様のスキームで新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上により、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、有限会社広栄企画との間で、平成 25 年 3 月 11 日から平成 27 年 3 月 26 日までの期間において当社普通株式 2,200,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定であります。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内におけるつなぎ売りに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した基本合意書を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集前後の大株主及び議決権比率

株主名	募集前 (平成 25 年 1 月 31 日 現在)		募集後	
	所有株式数 (株)	総議決権 数に対す る所有議 決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対す る所有議 決権数の 割合 (%)
ワイン ベース テクノロジイズ	10,415,000	10.80	10,415,000	8.65
ブライトン インベスト コーブ	5,950,000	6.17	5,950,000	4.94
マイルストーン キャピタル マネジメント(株)	3,200,000	3.32	24,000,000	19.92
岡本 功	1,626,700	1.69	1,626,700	1.35
松原 正道	1,100,000	1.14	1,100,000	0.91
クレディスイス アーガー チュリッヒ レジデンツ トウキョウ	1,100,000	1.14	1,100,000	0.91
勝又 厚志	910,000	0.94	910,000	0.76
大盛工業従業員持株会	727,832	0.75	727,832	0.60
日影 竹雄	605,700	0.63	605,700	0.50
伊東 正道	444,000	0.46	444,000	0.37

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び議決権比率は、平成 25 年 1 月 31 日時点の株主名簿を基準としております。

3. 募集前のマイルストーン社の所有株式数は 3,200,000 株でありますが、これは、全て借株であり、平成 25 年 2 月に全て返却しており、同年 2 月末現在の所有株式数は 0 となっております。

なお、募集後のマイルストーン社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当該 3,200,000 株を除外して計算しております。

4. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 25 年 1 月 31 日現在の総議決権数に、マイルストーン社に割当てる予定の本株式 2,000,000 株

(議決権個数 20,000 個) 及び本新株予約権の目的である株式の総数 22,000,000 株 (議決権数 220,000 個) を加えて算出しております。

5. 本新株予約権の行使が進捗してまいりますと、ワイン ベース テクノロジイズが主要株主に該当しなくなる可能性がありますが、その場合は別途速やかに開示いたします。
6. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 25 年 3 月 27 日から平成 27 年 3 月 26 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び議決権比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 24 年 9 月 13 日に発表いたしました平成 25 年 7 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 22 年 7 月期	平成 23 年 7 月期	平成 24 年 7 月期
売 上 高	2,809,861 千円	1,932,476 千円	2,613,412 千円
営 業 損 失	△62,700 千円	△223,669 千円	△80,494 千円
経 常 損 失	△71,844 千円	△248,193 千円	△98,681 千円
当 期 純 損 失	△122,250 千円	△288,031 千円	△111,041 千円
1 株 当 た り 当 期 純 損 失	△1.58 円	△3.72 円	△1.33 円
1 株 当 た り 配 当 金	一円	一円	一円
1 株 当 た り 純 資 産	21.00 円	17.19 円	16.66 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式の状況（平成 25 年 3 月 11 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	96,527,498 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	-%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	-%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 7 月期	平成 23 年 7 月期	平成 24 年 7 月期
始 値	20 円	15 円	19 円

高 値	20 円	42 円	44 円
安 値	11 円	12 円	12 円
終 値	16 円	20 円	20 円

② 最近 6か月間の状況

	平成 24 年 10 月	11 月	12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月
始 値	19 円	18 円	20 円	25 円	30 円	27 円
高 値	19 円	22 円	27 円	34 円	31 円	30 円
安 値	16 円	16 円	19 円	23 円	23 円	27 円
終 値	18 円	20 円	24 円	30 円	28 円	28 円

(注) 平成 25 年 3 月につきましては平成 25 年 3 月 8 日までの株価に基づき記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 3 月 8 日
始 値	28 円
高 値	28 円
安 値	27 円
終 値	28 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 2 回新株予約権

割 当 日	平成 23 年 5 月 18 日
資 金 調 達 の 額	372,058,600 円 (差引手取概算額)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	77,527,498 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	19,000,000 株 (当初行使価額における潜在株式数)
割 当 先	マイルストーン社に対する第三者割当方式
行 使 価 額	21 円
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 : 19,000,000 株 (残高 0 個)
発行時における当初の資 金使途・支出予定期	平成 23 年 5 月から平成 25 年 5 月までに、上・下水道事業に関する契約保証金及び工事費用立替金として 174 百万円を充当予定、不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用として 148 百万円を充当予定。 平成 23 年 5 月から 12 月までに OLY リース事業の拡販に関する OLY 材料調達費用及び広告宣伝費用として 20 百万円を充当予定。 平成 23 年 5 月から 7 月までにディ・サービス事業に関する本社改修費用として 30 百万円を充当予定。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記各事業に予定どおり充当いたしました。但し、ディ・サービス事業に関しましては、当社での事業化を見送ったため当社が直接事業を行なっておらず、改修した本社スペースを他の事業会社に賃貸することにより賃貸収入を得ております。

10. 普通株式発行要項

1. 募集株式の種類

普通株式

2. 募集株式の数

2,000,000 株

3. 募集株式の払込金額

1株につき 26 円

4. 払込金額の総額

52,000,000 円

5. 申込期日

平成 25 年 3 月 27 日

6. 払込期日

平成 25 年 3 月 27 日

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、26,000,000 円（1株につき 13 円）とし、増加する資本準備金の額は 26,000,000 円（1株につき 13 円）とする。

8. 発行方法及び割当先並びに割当数

第三者割当ての方法により、全株式をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。

9. その他

本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

11. 第 3 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社大盛工業第 3 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,982,000 円

3. 申込期日 平成 25 年 3 月 27 日

4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 3 月 27 日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 22,000,000 株とする（本新株予約権

1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100,000株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 220個

8. 本新株予約権1個当たりの払込金額 金 18,100円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、26円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目が始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 25 年 3 月 27 日から平成 27 年 3 月 26 日（但し、平成 27 年 3 月 26 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 か月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、当社発行済株式総数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の場合は、1 円とする）。

端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第7章に定める振替口座をいう。ただし、振替法第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社大盛工業 総務部

21. 払込取扱場所

株式会社千葉銀行金町支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び第5項により本新株予約権を引き受けようとする者との間で締結される第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を18,100円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年3月8日）の東証二部における当社普通株式の終値を基に7.14%ディスカウントした金額とした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上